

## 「インボイス制度に係る登録申請に関する周知のお願い」

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

インボイス制度導入後は、買い手が仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引先から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

インボイスを交付することができるのは、適格請求書発行事業者（登録事業者）のみとなり、登録事業者となるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、税務署長の登録を受けることが必要です。登録されれば、税務署から登録番号等を記載した登録通知が送付されます。

登録事業者となるための登録申請の受付が令和3年10月1日から開始されます。

会員の皆様に対し、登録申請の受付開始及び早期かつe-Taxでの登録申請について周知をよろしくお願ひします。

登録申請に関しましては、別紙リーフレットをご参照願ひします。

### 【早期提出について】

事業者の方が令和5年10月1日から適格請求書（インボイス）を発行するためには、登録申請書の提出のみではなく、システム改修や取引先と何をインボイスとするのか、インボイスの交付を電子インボイスとするのかなど、事前に準備・調整する必要があります。

そのため、売り手の立場又は買い手の立場における事前準備の項目を「インボイス制度導入に当たっての事前準備について」にまとめておりますので、ご参照ください。

### 【e-Tax】

登録申請をe-Taxで行っていただきやすくするため、「e-Taxソフト」に加え、「e-Taxソフト（WEB版）」及び「e-Taxソフト（SP版）」を用意し、登録申請書の作成・送信を可能とする予定です。

いずれのソフトも現在開発中であり、詳細は開発終了後、e-Taxホームページに掲載予定です。

（参考：各ソフトの概要）

- e-Taxソフト…e-Taxホームページからダウンロードを行うことが必要なソフト
- e-Taxソフト（WEB版）…ダウンロードを必要とせず、利用可能なソフト
- e-Taxソフト（SP版）…スマートフォンから利用可能なソフト【個人事業者のみ】

登録申請をe-Taxで行っていただくと、「書面」での申請に比べてスムーズに手続きが行えるほか、登録番号等をお知らせする登録通知についてもe-Taxで受け取る電子通知を希望することができます。

電子通知は、書面の郵送での通知に代えて、税務署がインターネット上に設けられた申請者ごとのメッセージボックス（「通知書一覧」欄）へ格納することとなります。

なお、申請者が事前に登録したメールアドレスを登録していただければ、メッセージボックスへ格納された際にお知らせすることとなります。また、お知らせできるメール

アドレスは3件まで登録可能となっておりますので、申請者ご自身のほか関与税理士のメールアドレスを登録しておく、関与税理士にも登録通知データが格納された旨のお知らせを送信します。

電子通知には、書面に比べて、「登録通知が早く受け取れる」、「紛失リスクがない」、「取引先等への連絡が便利」などの良い面があります。また、書面通知と同様の形式で印刷可能であることや個人事業者の登録通知データは、利用者識別番号と暗証番号のみで確認することができます（マイナンバーカード等による認証は不要です。）。詳細は、「登録通知の受領はe-Tax（データ）で！！」をご参照ください。

申請から通知までをe-Taxで行うことは、ペーパレス化・デジタル化を進めることになり、事務の効率化も図られると考えられます。是非、e-Taxのご利用をお願いします。その際、申請時の電子通知の同意（チェック）をお忘れないうようお願いいたします。

# インボイス制度導入に当たっての事前準備について

## 適格請求書発行事業者の登録

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、買手が仕入れに係る消費税について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、適格請求書（インボイス）の保存を必要とするものです。

インボイスを交付するためには、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受ける必要があります。

- ・ 適格請求書発行事業者は、課税事業者として申告納税義務が生じます。
- ・ 取引の相手方（課税事業者に限る）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。
- ・ 適格請求書発行事業者以外はインボイスを交付できません。

## インボイス制度導入に当たって適格請求書発行事業者の事前準備

### ▶ 売手の立場としての事前準備

- ・ 自身が行う取引において、①何をインボイスとするか（請求書、納品書、レシートなど）、②インボイスの交付方法（電子インボイスの提供など）を検討。
- ・ インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修等。
- ・ 継続的に取引を行う取引先である買手に対して、①適格請求書発行事業者の登録・登録番号、②交付するインボイスの様式、③インボイスの交付方法の連絡等。
- ・ インボイス制度に係る社員研修の実施。

### ▶ 買手の立場としての事前準備

- ・ インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等。
- ・ 継続的に取引を行う取引先である売手に対して、①適格請求書発行事業者の登録の有無、②受領するインボイスの様式、③インボイスの受領方法の確認等。
- ・ インボイス制度に係る社員研修の実施。

早期に登録申請していただき、余裕を持った事前準備を！！



# ～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で!!! ～

## 「データ」で受け取っても大丈夫!!

### 登録通知がe-Taxで通知されたことはすぐに分かるの？

⇒ 登録通知がメッセージボックス内に格納されると、メールでお知らせします！

※ 事前にメールアドレスの登録が必要です。

### 印刷できないの？

⇒ 書面通知と同様の形式での印刷が可能です。

### 個人事業者は、マイナンバーカードがないと、メッセージボックスの登録通知が確認できないのでは？

⇒ 個人事業者の方がメッセージボックス内の登録通知を確認する際には、マイナンバーカード等がなくても利用者識別番号及び暗証番号のみで確認できます！

※ マイナンバーカードがあればメッセージボックス内の全ての情報が確認できてより便利です。



登録通知をデータでもらっても安心だね!!

# ～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で!!! ～

## データで受け取るには登録申請時にチェックが必要です!!

登録申請書をe-Taxソフトやe-Taxソフト（WEB版）で作成する際に登録通知についてデータで受け取ることを選択していただく必要があります。

### e-Taxソフトの場合

〈入力画面イメージ(案)〉 【直接入力】

#### 〈申請書全体図〉

#### 〈表示箇所〉

「税理士署名押印」欄と「税務署整理」欄の間に表示されます。

#### 〈表示文言等〉

「本申請に係る通知書等について、電子情報処理組織(e-Tax)による通知を希望します  」と表示されるので、チェック(  )を入れてください。

税理士署名押印	(電話番号)						
本申請に係る通知書等について、電子情報処理組織(e-Tax)による通知を希望します <input type="checkbox"/>							
整理番号	部門番号	申請年月日	年	月	日	通信日付印	集積印
入力処理	年月日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済	個人用電子カード(通称e-Tax)・運転免許証(その他)	
登録番号							

記載要領についてはヘルプを参照してください。

### e-Taxソフト(WEB版、SP版)の場合

〈入力画面イメージ(案)〉 【問答形式】

#### 〈表示箇所〉

各項目を入力していくとe-Tax(電子通知)により受領することについて確認する画面が表示されます。

#### 〈表示文言等〉

「税務署による審査を経て、登録がされた場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。

税務署から交付される適格請求書発行事業者の登録通知書をe-Taxで受け取ることを希望しますか。」

と表示されるので、「希望する」を選択してください。

# ～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で!!! ～

## 「データ」で受け取るとみんなペーパーレス!!!

登録通知をデータで受け取ると、登録情報のやり取りが全てデータで完結できます!

